

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後						
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）						
区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	区 分		単 位	利用料 金の上 限額	附属の設 備の利用 料金の上 限額	
宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,480</u>	附属の設 備を使用 する場合 において は、1件 ごとに 1,290円 の範囲内 で知事が 定める額	宿泊室	基本利用料金		[略]	円 <u>6,630</u>
	加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>650</u>			加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>670</u>
		一般	[略]	<u>1,290</u>				一般	[略]	<u>1,320</u>
会議室		9時から12時まで	<u>1,290</u>	1,290円 の範囲内 で知事が 定める額	会議室		9時から12時まで	<u>1,320</u>	1,320円 の範囲内 で知事が 定める額	
		13時から17時まで	<u>1,800</u>				13時から17時まで	<u>1,850</u>		
		9時から17時まで	<u>3,100</u>				9時から17時まで	<u>3,180</u>		
研修室		9時から12時まで	<u>5,300</u>	5,300円 の範囲内 で知事が 定める額	研修室		9時から12時まで	<u>5,430</u>	5,430円 の範囲内 で知事が 定める額	
		13時から17時まで	<u>7,120</u>				13時から17時まで	<u>7,290</u>		
		9時から17時まで	<u>12,420</u>				9時から17時まで	<u>12,710</u>		
調理体験室		9時から12時まで	<u>2,330</u>	2,330円 の範囲内 で知事が 定める額	調理体験室		9時から12時まで	<u>2,390</u>	2,390円 の範囲内 で知事が 定める額	
		13時から17時まで	<u>3,100</u>				13時から17時まで	<u>3,180</u>		

			9時から17時まで	<u>5,430</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>11,780</u>
			13時から17時まで	<u>15,790</u>
			9時から17時まで	<u>27,570</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>17,740</u>
			13時から17時まで	<u>23,690</u>
			9時から17時まで	<u>41,430</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>35,470</u>
			13時から17時まで	<u>47,390</u>
9時から17時まで			<u>82,860</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,290</u>
		一時使用	[略]	<u>650</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,880</u>
		一時使用	[略]	<u>1,940</u>
シャワー			[略]	<u>130</u>

[略]

			9時から17時まで	<u>5,560</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>12,060</u>
			13時から17時まで	<u>16,160</u>
			9時から17時まで	<u>28,210</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>18,150</u>
			13時から17時まで	<u>24,240</u>
			9時から17時まで	<u>42,390</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>36,290</u>
			13時から17時まで	<u>48,480</u>
9時から17時まで			<u>84,770</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,320</u>
		一時使用	[略]	<u>670</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,970</u>
		一時使用	[略]	<u>1,990</u>
シャワー			[略]	<u>140</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。